

開局薬剤師が関わる在宅医療の 現状と今後の医療計画について

平成23年7月13日

(医療計画の見直し等に関する検討会)

日本薬剤師会

在宅では幅広い状態の患者に対応している

[表1]医療の提供状況

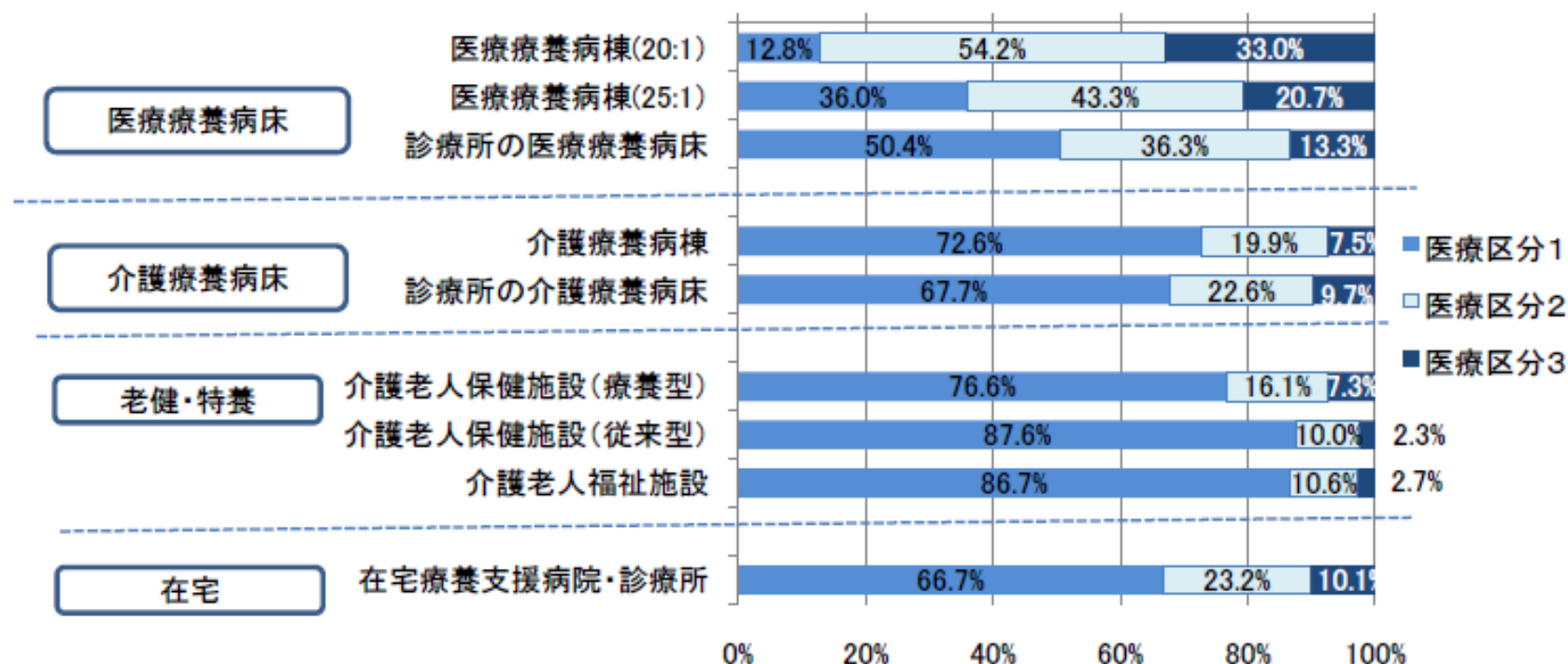
	医療療養 病棟 (20:1)	医療療養 病棟 (25:1)	介護療養 病棟	介護老人 保健施設 (療養型)	介護老人 保健施設 (従来型)	介護老人 福祉施設	在宅
総数	14,472人	13,521人	16,603人	436人	24,013人	19,785人	3,741人
中心静脈栄養	8.8%	5.3%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.9%
人工呼吸器	2.2%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
気管切開 ・気管内挿管	15.9%	7.2%	1.7%	3.5%	0.1%	0.1%	3.6%
酸素療法	19.7%	11.4%	2.9%	2.3%	0.5%	0.8%	7.1%
喀痰吸引	40.2%	25.6%	18.3%	14.9%	2.4%	4.4%	7.6%
経鼻経管 ・胃ろう	35.7%	29.9%	36.8%	35.1%	7.3%	10.7%	12.4%

出典)平成22年度「医療施設・介護施設利用者に関する横断調査」

在宅療養患者の医療区分は比較的高い

- 在宅療養支援病院または診療所から医師の訪問診療等を受けている在宅療養患者（以下、「在宅療養患者」という。）と、介護療養病床、介護老人保健施設および介護老人福祉施設の患者及び入所者では、在宅療養患者で医療区分3の割合が高い（図1）。

[図1]施設類型別の医療区分

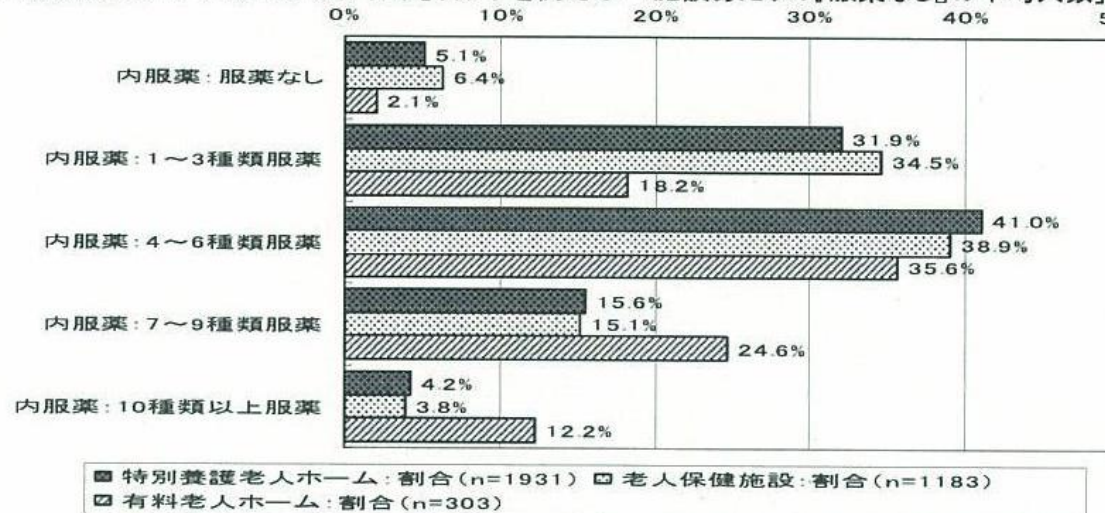


介護施設における服薬状況

		平均値(単位:人)			割合(単位:%)		
		特別養護老人ホーム	老人保健施設	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	老人保健施設	有料老人ホーム
特別養護老人ホーム [1,931施設] 老人保健施設 [1,183施設] 有料老人ホーム [303施設]							
入所(居)者数		69.30	83.09	52.83	100.0%	100.0%	100.0%
内服薬	服薬なし	3.57	5.30	1.10	5.1%	6.4%	2.1%
	1～3種類服薬	22.13	28.68	9.64	31.9%	34.5%	18.2%
	4～6種類服薬	28.42	32.30	18.82	41.0%	38.9%	35.6%
	7～9種類服薬	10.78	12.53	12.99	15.6%	15.1%	24.6%
	10種類以上服薬	2.91	3.19	6.46	4.2%	3.8%	12.2%
注射	注射あり	1.61	2.11	1.85	2.3%	2.5%	3.5%
外用薬	外用薬あり	25.97	26.36	25.32	37.5%	31.7%	47.9%

注)「平均値」は1施設あたりの平均人数である。

「割合」は、分母を「1施設あたりの平均入所(居)者数」、分子を例えば「1施設あたりの『服薬なし』の平均人数」として算出している。

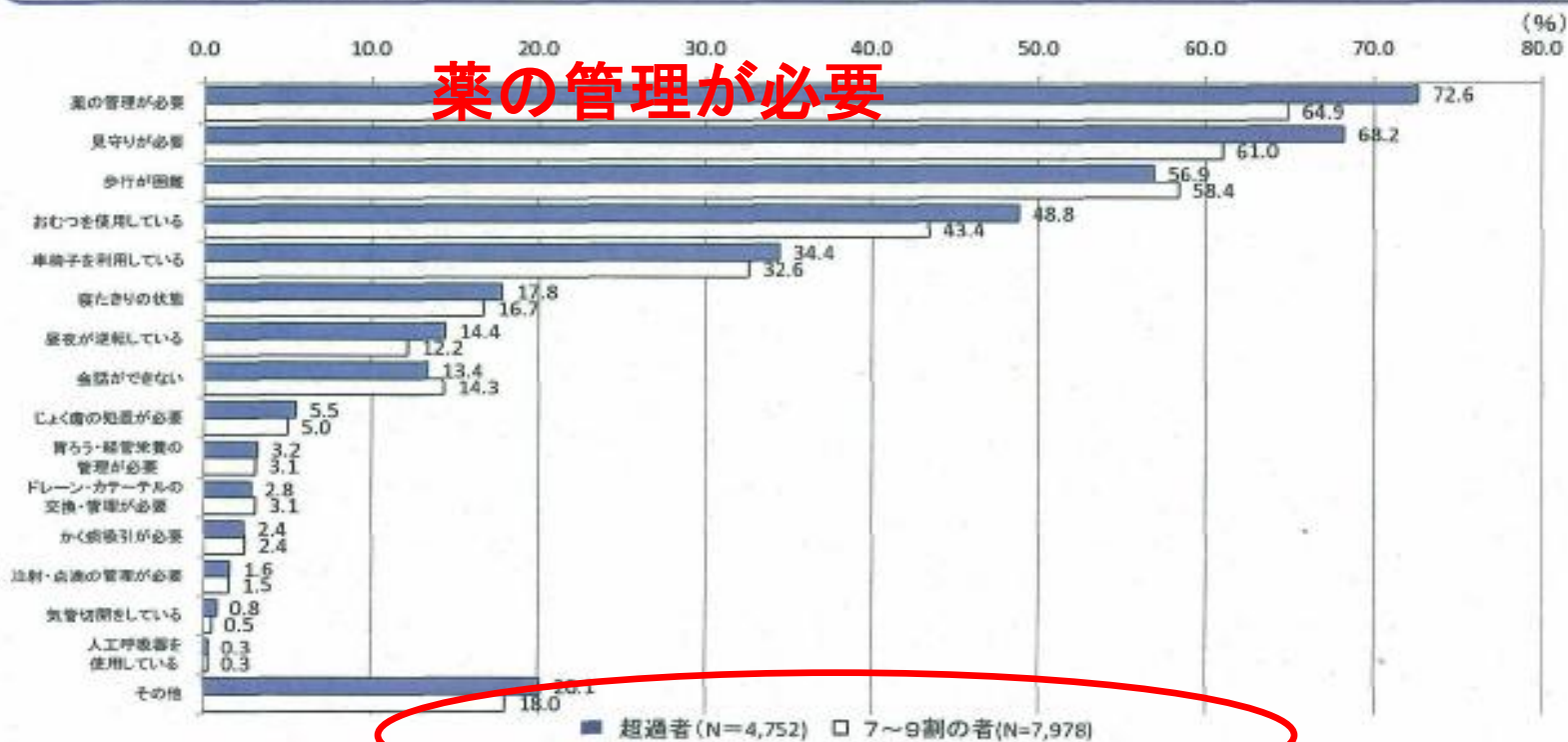


【アンケート調査】

区分支給限度基準額に関する調査結果

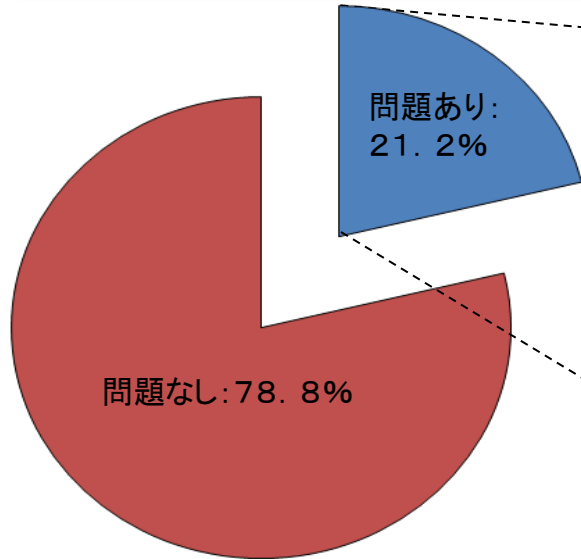
○利用者の日常生活等の状況

- ① 「薬の管理が必要」、「見守りが必要」、「歩行が困難」、「おむつを使用している」の割合が高かった。
- ② 一方、「胃ろう・経管栄養の管理」、「ドレーン・カテーテルの交換・管理が必要」、「かく痰吸引が必要」等、医療的なケアを利用する者の割合は少なく、区分支給限度基準額を超える直接の要因となっていなかった。
- ③ 「薬の管理が必要」、「見守りが必要」、「おむつを使用している」は、7～9割の者より、超過者の方が割合が高かった。

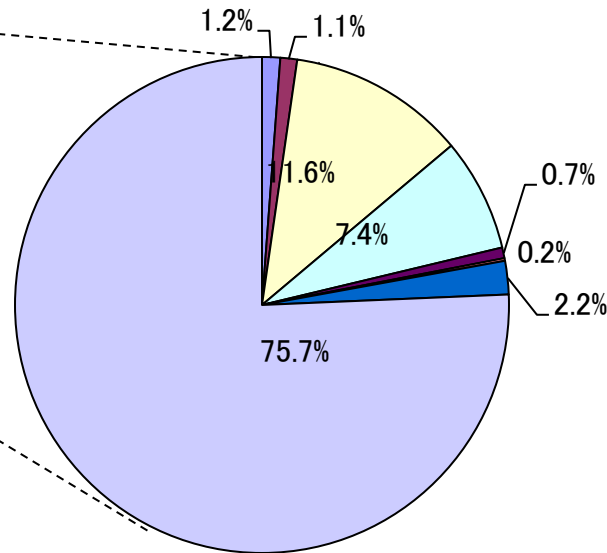


高齢者向け住宅・施設の入所者における 薬剤関連の問題

施設側からみて、薬学上問題があるとされた入所者の割合



問題の内訳 (N=2,286)



- 複数の医療機関から同じ薬が重複して処方されていた
- 相互作用のおそれのある薬の投与があった
- 習慣的に薬の飲み忘れをしていた
- 本人の嚥下能力に薬の形状が適していなかった
- 習慣的に薬を飲みすぎていた
- 処方内容と患者の食習慣が合っていなかった
- 薬による副作用の発症があった
- 服用している薬への理解が不足していた

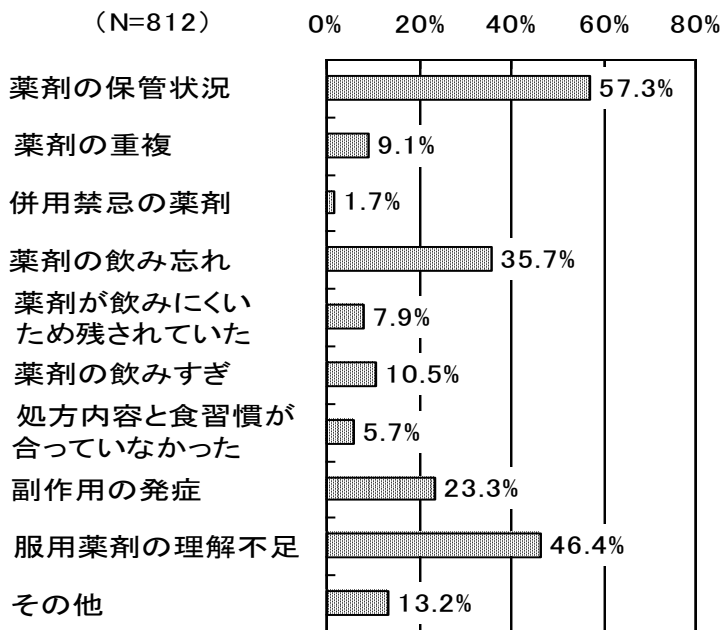
【誤薬のリスク】※施設側の意見

- ・眠前薬、点眼薬は介護職の人に与薬してもらっている(誤薬のリスク)。
- ・実際に服薬を介助する介助員の知識が足りないと思われること。介護員の質の問題。
- ・現場(介護職)が内服に関しての知識が乏しいため、内服介助の際の危機感(誤薬、飲み忘れ、副作用など)がうすい。介護職も利用者一人ひとりの内服に興味を持っていただく必要がある。
- ・長期入所の人朝の薬は赤、昼の薬は青、夕の薬は黒、就前は緑でわかりやすくしているが、短期入所の人薬局ごとに赤を夕にしていたり、黒を朝にしたりして、かえって間違いやすい。
- ・管理については服薬まで全て看護師が行えないため、配薬ミスがどうしても起こってしまっている。

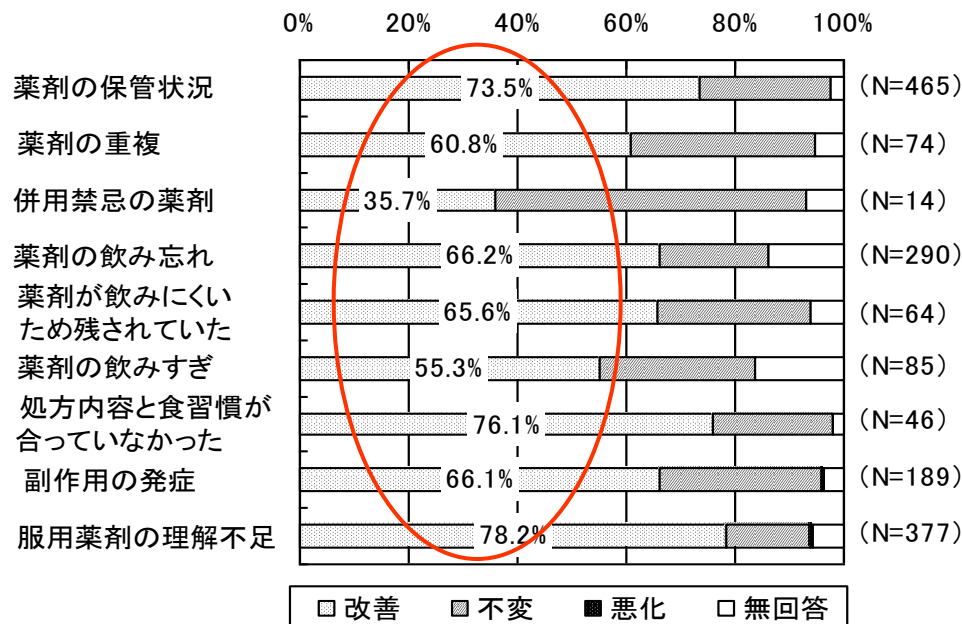
出典) 平成21年度老人保健事業推進費等補助金「地域薬局による在宅服薬支援(在宅医療・居宅療養)における薬物治療の向上及び効率化のための調査研究」

居宅における薬剤管理の問題点と 薬剤師による訪問指導の効果

在宅患者訪問薬剤管理指導
又は居宅療養管理指導の開始時に
発見された薬剤管理上の問題点



在宅患者訪問薬剤管理指導
又は居宅療養管理指導の取り組みの効果



(参考)

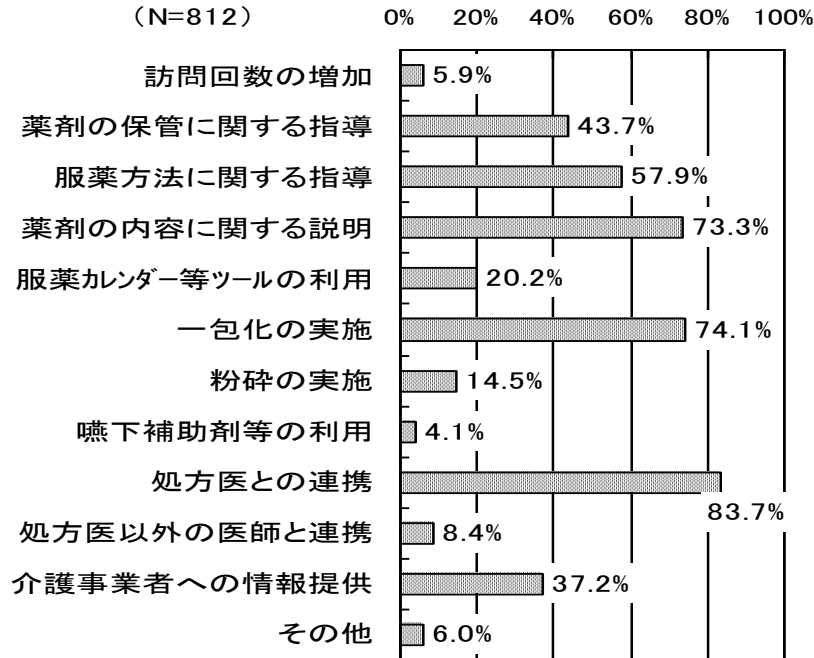
潜在的な飲み忘れ等の年間薬剤費の粗推計
=約500億円

在宅患者訪問薬剤管理指導等により改善される
飲み残し薬剤費の粗推計
=約400億円

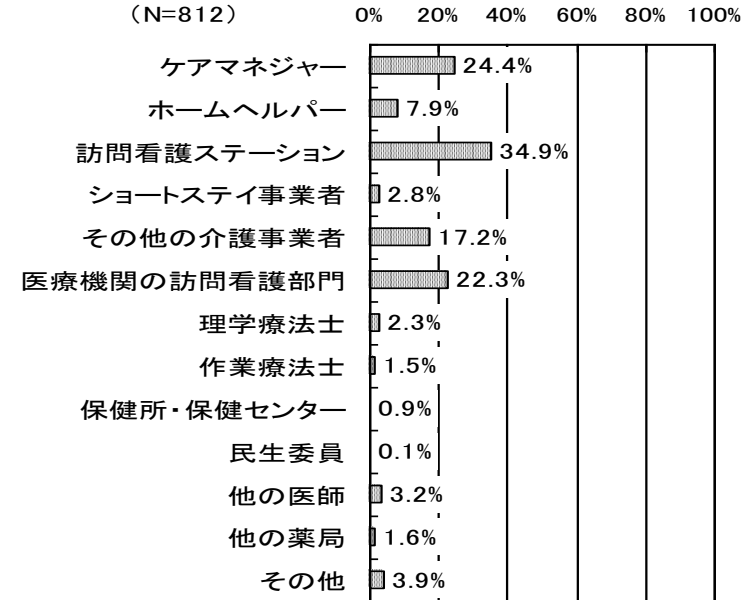
出典)平成19年度老人保健事業推進費等補助金「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の
在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」

在宅医療への薬剤師の取組み状況

在宅患者訪問薬剤管理指導等の重点的取り組み事項



処方医以外の連携先



■入院中の患者に対する共同指導の実施施設

5施設（調査数500件、うち回答のあった施設350施設中）

■在宅療養中の患者に対する共同指導の実施施設

112施設（調査数500件、うち回答のあった施設350施設中）

出典)平成19年度老人保健事業推進費等補助金「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」

薬剤師による関与の一例

在宅訪問A診療所(主治医)

アムロジピン5mg 朝食後
インダパミド 2mg 朝食後
アトルバスタチン5mg 夕食後
~~酸化マグネシウム0.5g 夕食後~~
28日分
嚥下困難につき粉砕し一包化

在宅支援B病院(認知症専門)

ドネペジル5mg 朝食後
チアプリド25mg 朝夕食後
60日分

患者宅での問題点

認知障害があり薬の管理が難しい
嚥下障害がある
薬を含んでから吐き出してしまう
酸化マグネシウム錠の手持ち多数

医師との連携

- A診療所とB病院の処方を受けて管理
- * 粉砕して一包化
 - * B病院の処方は28日毎分割調剤
 - * 併用薬の情報提供(報告書)

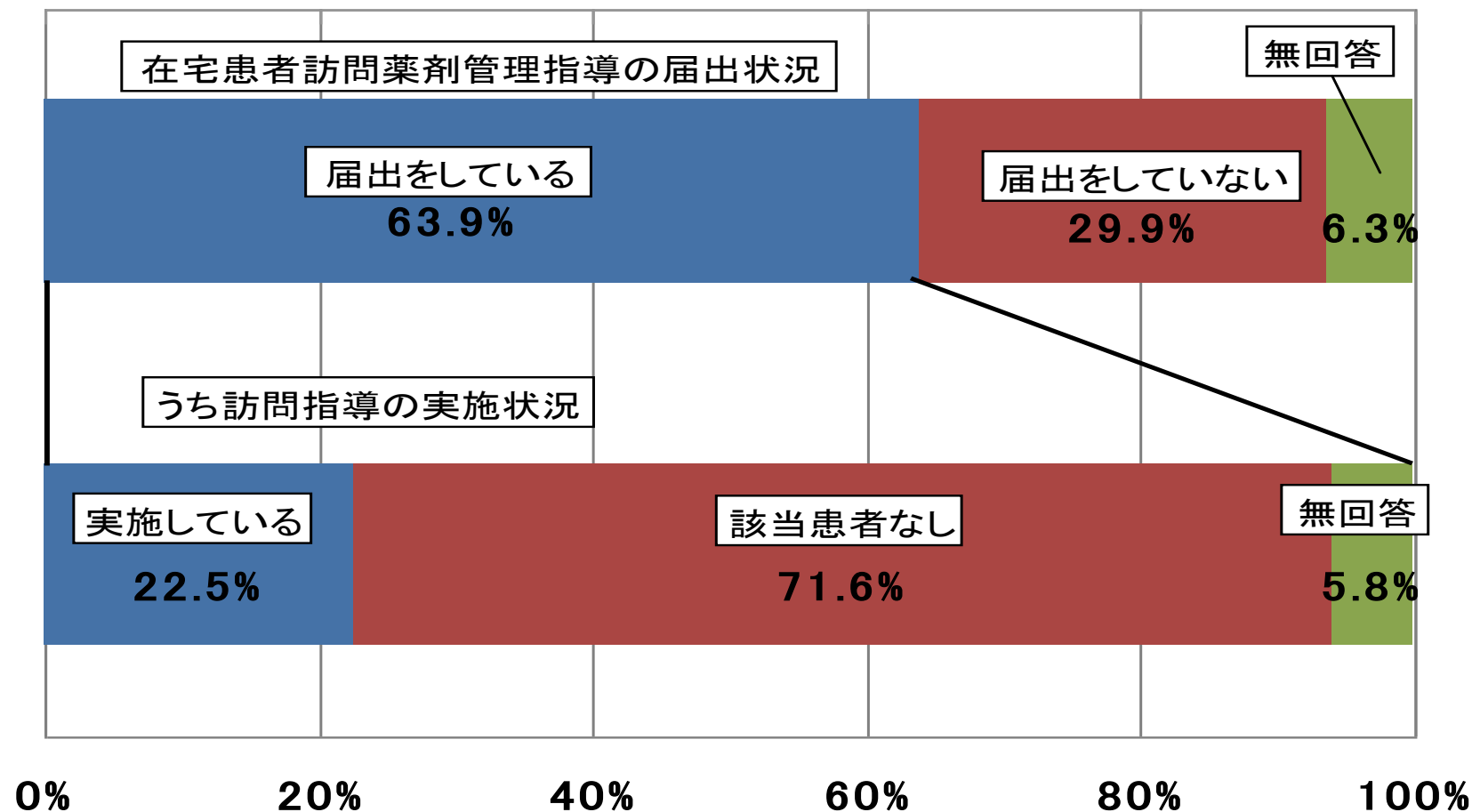
家族・介護者との連携

- * フルーツフレーバーで矯味
- * B病院の残薬(処方)は薬局で管理

患者にある薬の利用

- * 酸化マグネシウムの処方削除
- * 余っている薬を処方に併せて使用

薬局の在宅訪問に関する届出状況と 訪問指導の実施状況



出典) 平成19年度「新・薬剤師行動計画」実施状況の検証結果(日本薬剤師会)より抜粋 (N = 33,032)

在宅患者訪問薬剤管理指導等の実施体制

施設あたりの従業員数

調査票発送数: 500件
回収数: 350件

[N=350]	常勤職員	非常勤職員
薬剤師	2.55人	1.32人
その他の職員	2.01人	0.82人
[再掲]ケアマネジャーの資格保有者	0.49人	0.11人

実施体制

	件数	割合
薬剤師である職員が1人のみであるため、在宅患者訪問薬剤管理指導等を実施する際は定期的に閉店する	16	5.4%
薬剤師である職員が1人のみであるため、在宅患者訪問薬剤管理指導等を実施する際は不定期に閉店する	23	7.8%
複数の薬剤師がシフトを組んで担当しており、各薬剤師が患者の受持ち制をとっている	66	22.4%
複数の薬剤師がシフトを組んで担当しているが、患者の受持ち制はとっていない	31	10.5%
複数の薬剤師が他業務の空いた時間帯に随時実施し、各薬剤師が患者の受持ち制をとっている	55	18.7%
複数の薬剤師が他業務の空いた時間帯に随時実施しているが、患者の受持ち制はとっていない	43	14.6%
在宅患者訪問薬剤管理指導等を専任とする薬剤師を置いている	45	15.3%
無回答	15	5.1%
合計	294	100.0%

出典)平成19年度老人保健事業推進費等補助金「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」

「チーム医療の推進について」 <抜粋>

(平成22年3月19日、チーム医療の推進に関する検討会報告書)

3. 看護師以外の医療スタッフ等の役割の拡大

(1) 薬剤師

○医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しており、チーム医療において、薬剤の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが、医療安全の確保の観点から非常に有益である。

○さらに、在宅医療を始めとする地域医療においても、薬剤師が十分に活用されておらず、看護師等が居宅患者の薬剤管理を担っている場面も少なくない。

○こうした状況を踏まえ、現行制度の下、薬剤師が実施できるにもかかわらず、薬剤師が十分に活用されていない業務を改めて明確化し、薬剤師の活用を促すべきである。

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」 <抜粋>

(平成22年4月30日医政発0430第1号、厚生労働省医政局長通知)

2. 各医療スタッフが実施することができる業務の具体例

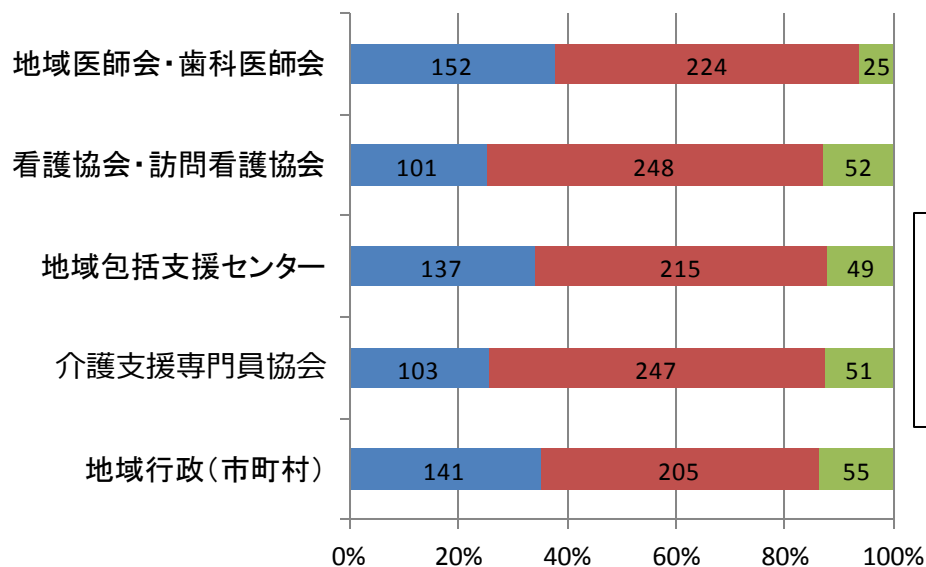
(1) 薬剤師

2) 薬剤に関する相談体制の整備

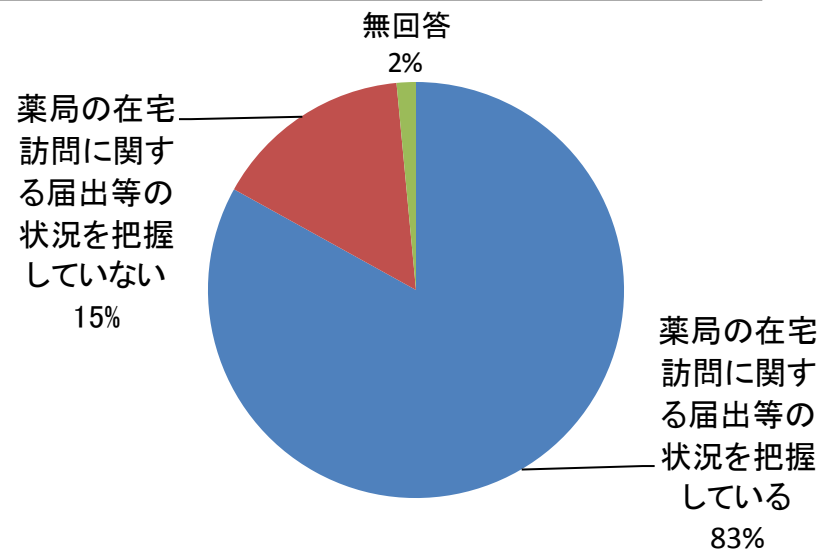
薬剤師以外の医療スタッフが、それぞれの専門性を活かして薬剤に関する業務を行う場合においても、医療安全の確保に万全を期す観点から、薬剤師の助言を必要とする場面が想定されることから、薬剤の専門家として**各医療スタッフからの相談に応じることができる体制を整えることが望まれる。**

薬局の在宅届出情報の周知状況

薬局の在宅届出情報の提供状況



地域(市町村)薬剤師会による薬局の状況把握



N=401地域支部

出典) 平成21年度在宅医療等に関する実態調査結果(日本薬剤師会)より

日本薬剤師会の取り組み 在宅療養推進アクションプラン

日薬

- ・在宅応需体制向け調査票のひな形作成
- ・薬局情報一覧リストのひな形の作成
- ・薬局在宅業務の説明用資料の作成
- ・全国在宅担当者会議

47
県薬

地域(支部)での円滑な実施の
ための総合的な支援

715
支部薬

- ・支部における訪問薬剤管理指導業務の体制整備
- ・地域の在宅応需体制等を把握するための薬局調査
- ・地域の薬局情報公開ツール(薬局リスト等)の作成
- ・薬局在宅業務の説明用資料

地域連携の促進
薬局機能・業務の理解促進

- ・医療職
- ・介護職
- ・行政
- 医療/薬務
- 介護/介護予防
- 地域包括支援センター
- ・地域住民

平成23年度末、進捗状況を確認し更なる推進策を検討(全国担当者会議を予定)

在宅応需薬局の必須情報リスト例

【別添3】

薬局情報リスト(例)

I. 基本情報														
1	2	3	4	5	6-7							8	9	10
薬局名	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス	開局日・時間							時間外連絡先	管理薬剤師名	在宅担当者の氏名(9以外)
					月	火	水	木	金	土	日			
〇〇薬局	東京都新宿区四谷3-3-1	03-3353-****	03-3353-****		9:19	9:19	9:13	9:19	9:19	9:13	-	03-****-****	〇〇 × ×	□□ △△

II. 届け出等の状況					III. 応需体制の状況等について											IV. 他職種等への薬局情報の提供について	
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
在宅患者訪問薬剤管理指導の届け出	居宅療養管理指導の指定	生活介護・中国残留邦人等支援法の指定医療機関の届け出	生活保護・中国残留邦人等支援法の指定介護機関の届け出	麻薬小売業の許可	訪問指導の応需	訪問指導の実施実績	訪問指導に対応できる時間	退院時カンファレンス参加	訪問指導の経験がある薬剤師数(現在勤務している者)	麻薬の在庫品目数	麻薬の譲渡グループへの参加	訪問可能な範囲	注射薬の調整(混注)	輸液、経管栄養剤の対応	輸液ルー、カテーテルの供給	地域連携の促進のため、上記情報を他職種、関係団体等に提供することへの同意	
有無	有無	有無	有無	有無	状況	有無	状況	状況	人数	品目数	有無	具体的条件 同一区内	可・不可	状況	状況	有無	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	開局時間内	〇	4	50	〇	〇	〇	〇	応相談	〇	



居宅等における医療について①

＜現行の医療計画における位置付け＞

- 【都道府県は、地域においてどのような診療所、病院、訪問看護ステーション、薬局等が、どのような連携体制により在宅医療の機能を担っているのか、住民や患者、医療関係者に分かりやすく理解できるよう記載することが重要である】としている。

＜現状の問題点＞

- 地域における在宅医療の提供体制に関する情報は十分ではなく、切れ目ない医療提供およびケアマネージメントを含む多職種連携を実現する上で障害となっている。
- 安心して在宅療養を維持・継続するためには、医薬品の適正使用は不可欠である。そのため、薬剤師が居宅を訪問し、服薬状況等の管理指導業務を行うことが求められている。一方、在宅訪問指導の届け出を行っている薬局のうち応需経験は22%と比較的少なく、在宅医療の現場で薬局・薬剤師が効果的に活用されていない状況にある。
- 医療用麻薬は、終末期医療において不可欠なものであるが、医薬品卸からの配送時間や週末の供給体制などに問題があり、備蓄面等で医療機関や薬局の負担となっている。

居宅等における医療について②

<次期医療計画の見直しについて>

●次期医療計画では、在宅医療を担う医療職、介護職並びに行政が、より適切な連携と相互理解を深めることができるよう、地域包括ケアシステムとの整合性をはかりつつ具体的な施策を盛り込んでいただきたい。

- 1) 医療・介護の一層の連携強化を実現するため「施設入所者を含め在宅患者の薬学的な管理を担う地域薬局・薬剤師の役割」をより明確に位置付ける。
- 2) 地域包括ケアシステムの想定する地域(30分圏内・小中学校区)において、少なくとも1施設の在宅訪問が可能な薬局が存在するよう環境整備を行う。
- 3) 在宅訪問に対応可能な薬局リストを整備し、それらを地域住民、医療・介護関係者、行政等が情報を共有できる環境整備を行う。
- 4) 上記リストに掲載される薬局数を、現在の応需薬局数の2倍程度になるよう環境整備を行う。

居宅等における医療について③

＜次期医療計画の見直しについて＞

- 5) 地域の在宅医療をより充実させるため、小規模な薬局であっても積極的に在宅医療に参加できるよう、地域の状況に応じた薬局間の連携・相互支援体制構築のための方策を講じる。
- 6) 入院と在宅の間のシームレスな医療提供及び薬学的な管理の一層の充実を図るため、病棟に勤務する薬剤師はもとより薬局の薬剤師もチーム医療の一員として入退院時等カンファレンスに参加できる方策を講じる。
- 7) 介護施設等における薬学的な管理をより充実するため、地域の薬剤師がチーム医療の一員として「医療・介護スタッフの相談に応じる体制整備」への関与のあり方について方策を講じる。
- 8) 在宅での終末期医療推進のため、医療用麻薬の提供体制の充実が求められることから、関係者間の調整を図りつつ必要な方策を講じる。